

## 赤塚税務会計事務所通信

## 所得控除

## ～所得税計算に用いる所得控除～

今年も残すところあとわずかとなりました。さて、個人に課される所得税は1月1日から12月31日の1年間の経済活動などによって獲得された所得に対して課税されます。このため、年末調整や確定申告によって各人の所得金額及び所得税額が確定されます。今回は、所得税の計算に用いる「所得控除」の種類と内容についてまとめてみます。

**社会保険料控除(年末調整・確定申告)**

社会保険料控除とは、給料から天引きされている社会保険料(健康保険、介護保険、厚生年金)や、所得者本人や同一生計親族の国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料のうち、所得者本人が支払ったものについて所得控除の対象となるものです。給料から天引きされた社会保険料については、通常会社で集計を行いますので、所得者本人が集計する必要はありません。

また、同一生計親族の社会保険料であっても、その親族の年金から天引き(特別徴収)されているように、所得者本人が支払っていないものは、対象なりませんのでご注意ください。

**小規模企業共済等掛金控除(年末調整・確定申告)**

小規模企業共済等掛金控除とは、小規模企業共済(個人事業主や小規模の会社役員が、廃業や退職に備えるための退職金制度)やiDeCo(個人型確定拠出年金)、企業型確定拠出年金の掛金について所得控除の対象となるものです。

給与所得者の場合、年末調整で控除を受けることも可能です。

**生命保険料控除(年末調整・確定申告)**

生命保険料控除は、①一般生命保険料、②介護医療保険料、③個人年金保険料の3種類があり、それぞれに控除限度額が設けられていますが、最大で12万円の所得控除を受けることができます。

**地震保険料控除(年末調整・確定申告)**

地震保険料控除とは、地震保険料や旧長期損害保険(H18年12月31日までに締結した一定の長期損害保険契約)の保険料を支払っている場合に、最高で5万円の所得控除が受けられるものです。

地震保険料に該当するか旧長期損害保険料に該当するかは、保険会社が発行する控除証明書に記載されていますのでご確認ください。

**寡婦・ひとり親控除(年末調整・確定申告)**

まず、ひとり親控除とは、現に婚姻していない方で、①合計所得金額500万円以下、②総所得金額48万円以下の同一生計の子がいる、③事実婚状態ではない

の3つの要件を満たす場合に、35万円の所得控除が受けられる制度です。裏面に続きます～

つぎに、寡婦控除とは、前述の「ひとり親」に該当しない人のうち、①合計所得金額500万円以下、②夫と死別又は離婚かつ扶養親族がいる、③事実婚状態ではないの3つの要件を満たす場合に、27万円の所得控除が受けられる制度です。

#### **勤労学生控除(年末調整・確定申告)**

勤労学生控除とは、高校、大学、一定の専門学校等の学生である場合で、①合計所得金額が75万円以下、②給与以外の所得が10万円以下の要件を満たす場合に27万円の所得控除が受けられる制度です。学生アルバイトさんを雇用している事業所様は気にかけてあげるといいかもしれません。

#### **障害者控除(年末調整・確定申告)**

障害者控除とは、所得者本人や扶養親族が身体障害、精神障害等を有する場合にその障害の程度によって受けられる所得控除です。

一般障害者の場合は27万円、特別障害者の場合は40万円、同居特別障害者の場合は75万円の所得控除を受けることができます。

#### **配偶者(特別)控除、扶養控除、基礎控除 (年末調整・確定申告)**

こちらは、おなじみの制度だと思いますので紙幅の関係上割愛しますが、諸事情により年末調整で控除できなかった場合も、控除の要件を満たしている場合は、確定申告で控除を受けることができますのでご検討ください。

#### **雑損控除(確定申告のみ)**

雑損控除とは、災害、盗難、横領等により住宅や家財について損害を受けた場合に受けられる所得控除です。所得控除額は、損害金額や所得者の所得金額により異なります。今年はひょう被害を受けた方も多くいるかと思しますので、ご検討ください。

#### **医療費控除(確定申告のみ)**

こちらもおなじみの制度です、一定の医療費の支払がある場合に、確定申告をすることによって受けられる所得控除です。セルフメディケーション税制による医療費控除との選択適用となります。

#### **寄附金控除(ワンストップ特例、確定申告)**

こちらはふるさと納税(地方自治体への寄付)でおなじみですが、国や一定の認定NPO法人、公益社団法人、社会福祉法人等に対する寄付も所得控除の対象となります。また、寄付先によっては、所得控除に変えて税額控除を受けることもできますので、領収書や寄附金の証明書などをよくご確認ください。

#### **まとめ**

所得控除の全種類について、ざっと概観していきましました。所得控除の適用もれによって所得税や住民税を過大に負担することのないよう、一度見直してみるものいいかもしれませんね。



**赤塚税務会計事務所**

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803 FAX 048-972-4809

MAIL akatsuka@a-taxlaw.com HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！